

平成28年度まちなか再生支援事業(補助金)実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、一般財団法人地域総合整備財団(以下「財団」という。)が、市町村(特別区を含む。以下同じ。)のまちなか再生を目的とする取組の推進に資するため、まちなか再生支援事業(補助金)(以下「本事業」という。)を実施するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、近年におけるまちなか空間の急速な衰退に伴う都市機能の低下及び地域活力の減退に鑑み、まちなか再生に取り組む市町村に対して、具体的かつ実務的ノウハウを有する専門家(以下「まちなか再生専門家」という。)に業務の委託等をする費用の一部を補助することにより、まちなか再生を民間能力を活用して居住機能・都市機能等総合的な側面から促進し、地方創生に資するよう活力と魅力ある地域づくりに寄与することを目的とする。

(補助対象区域)

第3条 本事業は、市町村において、一定程度の定住人口が集積し、生活に必要となる各種機能を有する区域であり、市町村が生活拠点及び交流拠点として重点的に整備を図ることが相当であると認める区域を対象とするものとする。

(定義)

第4条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) まちなか再生 まちなか空間の維持保全・環境改善・施設整備、地域資源のプロモーション、交通問題の解決、それらの担い手たる組織の設立等を行うことにより、まちなか空間における生活及び交流拠点としての機能の維持・拡大を図ることをいう。
- (2) まちなか再生支援事業 本事業に基づき、補助市町村(第12条第2項の通知を受けた市町村。以下同じ。)が主体となってまちなか再生を目的に実施する事業をいう。
- (3) まちなか再生専門家 まちなか再生について、具体的かつ実務的ノウハウ等を有する専門家(大学の教員を含む。)をいう。なお、専門家にはその所属する法人又は大学を含む。
- (4) 大学 学校教育法第1条に規定する大学をいう。
- (5) まちなか再生専門家チーム 市町村が行うまちなか再生支援事業を支援するために個々のケースに即して組織された専門分野の異なる複数のまちなか再生専門家をいう。なお、まちなか再生専門家が大学の教員の場合には、当該大学内外の大学の教員及び学生をいう。
- (6) まちなか再生プロデューサー 市町村から委託等されたまちなか再生支援事業の業務を責任を持って遂行し、まちなか再生支援事業全体の総合的な企画、調整、統制等を行う者をいう。まちなか再生専門家チームに属するまちなか再生専門家のうち、

当該チームの中心となる専門家(当該専門家が所属する法人又は大学を含む。)をいう。

- (7) アドバイザリーボード まちなか再生支援事業に関して、専門的立場から助言を行うために財団が別に設置した会議体をいう。

(財団の実施業務)

第5条 財団が、本事業において実施する業務は、次に掲げる事項とする。

- (1) 次条1号に規定する委託等契約の費用に対する補助(以下「補助金の交付」という。)
- (2) 補助市町村が実施するまちなか再生支援事業への助言

(補助対象業務)

第6条 補助金の交付を受けることができる業務(以下「補助対象業務」という。)は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものとする。

- (1) 市町村が、まちなか再生支援事業の推進を目的として、まちなか再生プロデューサー(プロデューサーが所属する法人又は大学を含む。)と業務の委託等契約(以下「契約」という。)を締結するものであること。
- (2) まちなか再生の観点から、事業実施に係る実質的成果が期待できるものであること。
- (3) 市町村と、まちなか再生専門家チームとの連携を円滑に行う体制の整備等、効果的に実施されるような仕組みを有するものであること。
- (4) 市町村が、継続的なまちなか再生を推進するために行うものであること。
- (5) 他の市町村におけるまちなか再生のモデルとなり得るものであること。
- (6) 補助対象業務に係る補助金等を国、独立行政法人又は他の公益法人から受けないものであること。

(補助対象期間)

第7条 補助対象業務のうち補助金の交付の対象となる期間(次条において「補助対象期間」という。)は、平成28年4月1日から平成29年2月20日までの間とする。

(補助金額等)

第8条 補助金の交付額は、第6条第1号に規定する契約の金額の原則3分の2以内とし、1市町村につき700万円を上限とする。

- 2 第6条第1号に規定する契約に係る経費のうち、補助の対象となる経費は、補助対象期間内の人件費、旅費、社会保険料、一般管理費、物件費、事務所賃借料その他の補助対象業務を履行するために必要となる経費(消費税及び地方消費税を含む。)とする。
- 3 前項に規定する補助対象業務を履行するために必要となる経費には、成功報酬は含まないものとする。
- 4 第1項の補助金の交付額には、1,000円未満の端数は切り捨てるものとする。

(補助金交付等申請)

第9条 第5条第1号に掲げる補助金の交付を受けようとする市町村は、次に掲げる書類

を直接財団に提出するものとする。

- (1) まちなか再生支援事業(補助金)交付申請書(様式第1号)
- (2) まちなか再生支援事業(補助金)調書(様式第2号)
- (3) まちなか再生の対象となる区域の図面
- (4) その他参考となる資料

2 前項の規定による書類の提出を行った市町村(政令指定都市を除く。)は、速やかに、その旨を都道府県に報告するものとする。

3 第1項の書類の提出期限は、平成28年2月12日(財団必着)とする。

4 財団は、必要がある場合には、前項の提出期限後にこの事業の追加募集を行うことができるものとする。

(申請内容の調査及び検討)

第10条 財団は、前条第1項の規定による書類の提出があったときは、申請内容の調査及び検討を行うものとする。この場合において、財団は、必要があると認めるときは、前条第1項の規定による書類の提出を行った市町村(以下「申請市町村」という。)及び関係者に説明を求めることができるものとする。

2 財団は、前項の調査及び検討を行うに際し、必要があると認めるときは、アドバイザリーボードに意見を求めることができるものとする。

(審査結果の通知)

第11条 財団は、申請市町村に対し、前条の調査及び検討の結果をもとに、補助金の交付先として採択するか否かを審査し、その結果を申請市町村に通知するものとする。併せて、申請市町村が政令指定都市である場合を除き、審査結果を都道府県に通知するものとする。

(補助金交付決定)

第12条 前条の規定による通知において補助金の交付先として採択された申請市町村は、第6条第1号に規定する相手方との契約の内容が合意に至ったときは、次に掲げる書類を直接財団に提出することとし、財団はその内容が適当と認められた場合は、補助金の交付決定を行うものとする。

- (1) 業務委託等契約書案(以下「契約書案」という。)
- (2) 前号の契約書案に係る仕様書等の写し
- (3) その他当該契約締結に当たり必要なもの

2 財団は、前項の補助金の交付決定をしたときは、直接申請市町村に通知するものとし、併せて、交付決定をした市町村名(政令指定都市を除く。)を都道府県に通知するものとする。

3 前項の通知を受けた補助市町村は、第6条第1号に規定する相手方との契約の締結後、速やかに、その契約書の写し(以下「契約書写」という。)を直接財団に提出するものとする。

4 前項の契約については、第1項第1号に掲げる契約書案と異なる内容のものとするこ

とは、認めないものとする。ただし、契約書案の内容に形式的な瑕疵がある場合その他の軽微な変更を行う必要がある場合で、事前に財団の承認を受けたときは、この限りでない。

(財団への協力等)

第13条 財団は、対象事業の実施及びその検証にあたり、必要に応じて、補助市町村及びまちなか再生プロデューサーに対し情報の提供を求めることができるものとし、補助市町村はこれに協力するものとする。

2 財団は、対象事業の実施に当たり、補助市町村とまちなか再生プロデューサーの会議等に参加することができるものとする。

(事業開始におけるアドバイザーボードからの助言)

第14条 財団は、必要に応じて、補助対象業務の開始時にアドバイザーボードの協力を得て、東京都内で会議を開催し、全ての補助市町村が実施するまちなか再生支援事業に対する助言を行う。

2 財団は、前項の会議を開催するに当たり、補助市町村及びまちなか再生プロデューサーに対して、その出席を要請し、まちなか再生支援事業の実施計画及び実施内容に関する説明を求めるものとする。

3 財団は、第1項の会議を開催するに当たり、補助市町村と協議を行うものとする。

(現地会議におけるアドバイザーボードからの助言)

第15条 財団は、財団が必要と認める時期にアドバイザーボードの協力を得て、原則として現地で会議を開催し、補助市町村の実施するまちなか再生支援事業に対する助言を行う。

2 財団は、前項の会議を開催するに当たり、補助市町村及びまちなか再生プロデューサーに対して、その出席を要請し、まちなか再生支援事業の進捗状況及び実施内容に関する説明を求めるものとする。

3 財団は、第1項の会議を開催するに当たり、補助市町村と協議を行うものとする。

4 財団が特に必要と認めた場合には、アドバイザーボードの協力を得て、第1項の会議の後に、現地において助言を行うことができるものとする。

(実績報告会におけるアドバイザーボードからの助言)

第16条 財団は、補助対象期間終了前にアドバイザーボードの協力を得て、東京都内で実績報告会を開催し、全ての補助市町村が実施したまちなか再生支援事業に対する助言を行う。

2 財団は、前項の実績報告会を開催するに当たり、補助市町村及びまちなか再生プロデューサーに対してその出席を要請し、まちなか再生支援事業の実績及び成果について報告を求めるものとする。

3 財団は、第1項の実績報告会を開催するに当たり、補助市町村と協議を行うものとする。

(まちなか再生プロデューサーからの完了報告)

第 17 条 まちなか再生プロデューサーは、補助対象業務が完了したときは、直ちに、補助市町村にまちなか再生支援事業(補助金)完了報告書(様式第 3 号)を提出し、補助対象業務の完了報告を行うものとする。

(事業実績報告及び補助金の交付請求)

第 18 条 補助市町村は、前条のまちなか再生支援事業(補助金)完了報告書の提出があったときは、これを確認した後、次に掲げる書類を財団に直接提出し、補助対象業務の実績報告及び補助金の交付請求を行うものとする。

- (1) まちなか再生支援事業(補助金)実績報告書(様式第 4 号)
- (2) まちなか再生支援事業(補助金)完了確認調書(様式第 5 号)
- (3) まちなか再生支援事業(補助金)交付請求書(様式第 6 号)
- (4) まちなか再生支援事業(補助金)完了報告書(様式第 3 号)の写し
- (5) その他事業の成果を説明できる資料

2 前項各号に掲げる書類の提出期限は、平成 29 年 3 月 3 日とする。

(補助金の交付)

第 19 条 財団は、前条の書類の提出があったときは、これを審査し、適正と認めたときは、平成 29 年 3 月 31 日までに、補助金を交付するものとする。

(補助金交付決定の取消し)

第 20 条 財団は、次の各号のいずれかに該当する場合には、補助金の交付決定を取り消すものとする。

- (1) 第 12 条第 1 項第 1 号に掲げる契約書案と同条第 3 項の規定により財団に提出する契約書写の内容が異なったとき(同条第 4 項ただし書の規定により財団から承認を受けた場合を除く。)
- (2) 仕様書等に記載された成果を挙げることが困難となったとき。
- (3) 第 6 条第 1 号に規定する相手方との契約が違法な手段により締結されたとき。
- (4) 補助市町村が第 6 条第 1 号に規定する相手方と契約を締結できなかったとき、又は契約を解除したとき。
- (5) 財団から交付された補助金が、目的以外の用途に使用されたとき。
- (6) 第 18 条第 1 項各号に掲げる書類が同条第 2 項の提出期限までに提出されなかったとき。
- (7) 前各号に掲げるもののほか、補助金の交付を行うことが、社会通念に照らして適当でないと認められるとき。

2 前項の場合において、前条の規定により既に補助金が交付されているときは、当該補助市町村は、これを返還しなければならない。

(成果物の提出)

第 2 1 条 補助市町村は、まちなか再生支援事業の成果物の提出を受けたときは、速やかに当該成果物又はその写しを財団に直接提出するものとする。

(継続性の確認)

第 2 2 条 補助市町村は、補助事業終了時の課題について財団が必要と認めた期間において財団が指示する方法により経過報告を行うものとする。

(情報公開)

第 2 3 条 財団は、補助金の交付決定後に、補助市町村名、まちなか再生プロデューサーの名称、補助対象業務の概要その他の内容を公表することができるものとする。

2 補助市町村は、財団が運営する SNS 等に対する情報提供に協力するものとする。

(法令遵守)

第 2 4 条 補助市町村は、法令等を遵守し、誠実にこの事業に係る事務を行うものとする。

(その他)

第 2 5 条 この要綱に定めるもののほか、この事業の実施に必要な事項は、別に定める。